

# 仕様書

## 1. 件名

統合ログ管理サーバの保守

## 2. 目的

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構(以下、当機構という)では、マルチベンダーの製品を用いてネットワークやシステムを構築している。これらの機器から出力されるログの中から調査等に必要なものを取得し、フォーマットが異なるログの管理や高速なログ検索を可能とするため、統合ログ管理サーバを整備している。同サーバの障害によりログの欠損などが生じた場合、当機構のネットワーク運用に支障が出るため、安定した稼働を維持するための保守契約を結ぶ。

## 3. 契約期間

2026年4月1日～2027年3月31日(12ヶ月)

## 4. 保守対象機器設置場所

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構 情報基盤管理部  
〒263-8555 千葉県千葉市稻毛区穴川4-9-1

## 5. 保守対象機器

統合ログ管理サーバ 一式  
(詳細は「別紙 対象機器一覧」を参照)

## 6. 保守内容

保守契約期間中、保守対象機器について、以下に示す保守に対応すること。

- 1) パラメータの設定変更及び利用方法等についての技術サポートに対応すること。  
なお、対応時間は平日9時00分から17時00分までとする。
- 2) 保守期間を満たす必要なライセンス更新を行うこと。
- 3) オプションとして利用している連携パックのバージョンアップが必要となった際は、具体的な更新手順の案内が可能のこと。
- 4) 障害が発生した場合には、当機構担当者が行う障害切り分け作業を電話または電子メールで支援すること。また、ハードウェア障害のおそれがあると判明した場合は、翌平日中にオンサイトによる障害復旧作業に着手できること。
- 5) 障害復旧作業に要する部品及び出張費等の費用を本契約に含めること。
- 6) 緊急性のあるバグ情報等が発見された場合、速やかに情報を提供すること。また、受注者と当機構担当者との協議の結果、ソフトウェアバージョンアップが必要であると判断した場合には、オンサイトによるバージョンアップ作業を行うこと。
- 7) 障害復旧作業及びバージョンアップ作業後、作業報告書(日本語記述)を速やか

に提出すること。

- 8) 技術サポート・障害受付に関しての受付窓口が統一されていること。

## 7. 提出図書

以下の書類を提出すること。提出する媒体は、電子データとする。

- 1) 保守体制表（保守開始日までに）  
保守体制および連絡先を記載した説明資料
- 2) 作業報告書  
障害復旧作業及びバージョンアップ作業が発生した場合のみ提出

## 8. 検査条件

以下の要件を満たしていることを確認したことをもって検査合格とする。

- 1) 契約期間中において、上記「6. 保守内容」に示す業務が行われたこと。
- 2) 上記「7. 提出図書」で要求する書類が提出されていること。

## 9. その他

- 1) 受注者は、ISMS (ISO/IEC 27001 または JIS Q 27001)認証を取得していること。  
また、適用範囲に情報システムの設計、構築等の内容が含まれていること。
- 2) 「別紙 対象機器一覧」に記載している「統合ログ管理ソフトウェア」を使用したログサーバの保守を1年以上実施した経験を有すること。
- 3) 受注者は、当機構の情報セキュリティポリシーを遵守すること。
- 4) 受注者は、本件で取得した当機構の情報を、当機構の許可なしに本件の目的以外に利用してはならない。本件の終了後においても同様とする。
- 5) 受注者は、本件で取得した当機構の情報を、当機構の許可なしに第三者に開示してはならない。本件の終了後においても同様とする。
- 6) 本件の履行に当たり、受注者は従業員又はその他の者によって、当機構が意図しない変更が加えられることのない管理体制を整えること。
- 7) 本件の履行に当たり、情報セキュリティ確保の観点で、受注者の資本関係・役員等の情報、本件の実施場所、業務を行う担当者の所属・専門性(情報セキュリティに係る資格・研修実績等)・実績及び国籍に関する情報を求める場合がある。受注者は、これらの要求に応じること。
- 8) 本件に係る情報漏えいなどの情報セキュリティインシデントが発生した際には、速やかに当機構担当者に連絡し、その指示の元で被害拡大防止・原因調査・再発防止措置などを行うこと。
- 9) 受注者は、当機構から本件で求められる情報セキュリティ対策の履行状況を当機構からの求めに応じて確認・報告を行うこと。またその履行が不十分である旨の指摘を受けた場合、速やかに改善すること。
- 10) 受注者は、機器、コンピュータプログラム、データ及び文書等について、当機構の許可無く当機構外部に持ち出してはならない。
- 11) 受注者は、本件の終了時に、本件で取得した情報を削除又は返却すること。また、

取得した情報が不要となった場合も同様とする。

- 12) 本件で作成された著作物（マニュアル、コンピュータプログラム等）の所有権は、当機構に帰属するものとする。
- 13) 本件の履行に当たり、その業務の一部を再委託するときは、軽微なものを除き、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び金額等について記載した書面を当機構に提出し、承諾を得ること。その際受注者は、再委託した業務に伴う当該相手方の行為について、当機構に対しすべての責任を負うこと。
- 14) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。
- 15) 仕様書及び「別紙 対象機器一覧」上疑義が生じた場合は、当機構担当者と協議の上決定するものとする。

（要求者）

部課名：情報基盤管理部 IT 運用・学術情報課  
氏 名：小湊 紳司